

松野町の後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、団体が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するにあたり、松野町（松野町教育委員会を除く。以下「町」という。）が共催、協賛又は後援（以下「後援等」という。）をする場合の基準及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参加し、主催者と共同して責任の一部を負担することをいう。
- (2) 協賛 事業等の趣旨に賛同し、その開催を援助するために名義使用等を認め、援助することをいう。
- (3) 後援 事業等の趣旨に賛同し、その開催を援助するために名義使用等を認めることをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等を承認することができる事業等の主催者は、次の基準に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、映画社又はテレビ等の報道機関
- (5) 教育、学術、スポーツ、地域振興及び公共の福祉に寄与する団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に適当であると認める団体

2 後援等を承認することができる事業等の内容は、次の基準に掲げるものとする。

- (1) 公共の福祉に寄与するものであること。
- (2) 町の施策方針等に反しないものであること。
- (3) 原則として町民が参加できるものであること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 営利又は売名を目的としたものでないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたものであること。

(承認申請)

第4条 後援等の承認を受けようとする団体は、原則として事業開催日の1月前までに、後援等承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体が文書により申請する場合であって、明らかに後援等をするに疑義がない場合は、申請書の提出を省略させることができる。

(承認の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに事業等の目的、内容、規模、主催者の信用度等を精査し、その諾否を決定するものとする。

2 町長は、後援等の承認の可否を決定したときは、後援等承認通知書（様式第2号）又は後援等不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 後援等の承認を受けた団体が、承認を受けた事業等の内容を変更しようとするときは後援等事業変更届出書（様式第4号）を、又は中止しようとするときは後援等事業中止届出書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 町長は、後援等の承認を受けた事業等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 事業内容等の変更により、第3条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。

(3) 承認の条件に違反したとき。

(4) その他承認することが不相当であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により承認を取り消す場合は、後援等承認取消通知書（様式第6号）を当該事業等の主催者に通知するものとする。

3 町は、後援等の承認を取り消したことにより、当該事業等の主催者に損害が生じた場合でもその賠償の責めを負わないものとする。

4 当該事業等の主催者は、後援等により町が費用負担をしたとき又は施設の使用料等を減免したときは、町長の請求に応じて返還又は納付するものとする。

（事業実施報告）

第8条 主催者は、事業等が完了したときは、事業実施報告書（様式第7号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（町の免責）

第9条 事業等により第三者に損害を与えた場合は、町の故意又は過失等に起因するものを除き、町は一切の責任を負わないものとする。

（事務の処理）

第10条 後援等に係る事務は、総務課において処理するものとする。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後援等承認申請書

年 月 日

松野町長 様

(主催団体) 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

印

下記の事業について、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請の区分	共催 ・ 協賛 ・ 後援 ※該当区分を○で囲んでください。
事業等名称	
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
実施場所	
趣旨・目的	
参加対象	
入場料等	あり (円) ・ なし
添付書類	企画書又は計画書 (収支計画書を含む) ・ パンフレット等

様式第2号（第5条様式）

後援等承認通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

印

年 月 日付けで申請のありました後援等については、下記のとおり承認することとしましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規程に基づき通知します。

記

1 事業等名称

2 実施日時

年 月 日（ ） 時 分～

3 承認内容

共催 協賛 後援 を承認する。

4 承認条件

要綱第7条の規定により、後援等の承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

5 その他注意事項

事業等の内容を変更するときは、後援等事業変更届出書（様式第4号）を、又は中止しようとするときは後援等事業中止届出書（様式第5号）を速やかに町長に提出すること。

また、事業等が完了したときは、事業実施報告書（様式第7号）を速やかに町長に提出すること。

様式第3号（第5条関係）

後援等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

印

年 月 日付けで申請のありました後援等については、下記のとおり承認できないことと決定しましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規程に基づき通知します。

記

- 1 事業等名称
- 2 不承認の理由

様式第4号(第6条関係)

後援等事業変更届出書

年 月 日

松野町長

様

(主催団体) 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

印

年 月 日付け 第 号にて承認を受けました下記の事業について、事業内容等を変更しましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第6条の規程に基づき届け出します。

	変更前	変更後
申請の区分		
事業等名称		
実施日時		
実施場所		
趣旨・目的		
参加対象		
入場料等		
添付書類		

様式第5号（第6条関係）

後援等事業中止届出書

年 月 日

松野町長

様

（主催団体）住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

⑩

年 月 日付け 第 号にて承認を受けました下記の事業について、事業を中止しましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第6条の規程に基づき届け出します。

記

- 1 事業等名称
- 2 中止理由
- 3 中止の周知方法

様式第6号（第7条関係）

後援等承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

印

年 月 日付け 第 号で後援等の承認をしましたが、下記の理由により承認を取り消すことと決定しましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第7条第2項の規程に基づき通知します。

記

- 1 事業等名称
- 2 取消の理由

様式第7号（第8条関係）

事業実施報告書

年 月 日

松野町長 様

(主催団体) 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

印

年 月 日付け 第 号にて承認を受けました事業が完了しましたので、松野町の後援等に関する事務取扱要綱第8条の規程に基づき報告します。

事業等名称	
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
実施場所	
参加者数	
事業の概要 及び成果	
添付書類	収支状況及び事業内容がわかる資料

